

## 感染性廃棄物収集運搬業務委託仕様書

- 1 契約期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 2 感染性廃棄物の種類及び年間排出予定数量
  - ① ポリ容器 黄色バイオハザードマーク (20ℓ) : 約 2,350 個
  - ② ポリ容器 (34.1ℓ) : 約 200 個
  - ③ ポリ容器 黄色バイオハザードマーク (50ℓ) : 約 150 個
  - ④ ポリ容器 赤色バイオハザードマーク (20ℓ) : 約 20 個
  - ⑤ ポリ容器 赤色バイオハザードマーク (50ℓ) : 約 150 個
  - ⑥ 段ボール (50ℓ) : 約 10,900 個
  - ⑦ 段ボール (80ℓ) : 約 20,200 個
- 3 感染性廃棄物の収納容器等
  - ① ポリ容器<角型>黄色バイオハザードマーク (20ℓ・34.1ℓ・50ℓ)  
: 血液等が付着した鋭利なもの (注射針 (器)、点滴セットの針 (チューブ)、輸血セットの針 外)
  - ② ポリ容器<角型>赤色バイオハザードマーク (20ℓ・50ℓ)  
: 液状、泥状のもの (血液、血清、血しょう、体液等)
  - ③ 段ボール (50ℓ・80ℓ)  
: 血液が付着した固定状のもの (脱脂綿、包帯、ガーゼ、手術用手袋、プラスチック容器、人工透析器具 外)
- 4 バイオハザードマーク
  - ① 血液等が付着した鋭利なもの …………… 黄色
  - ② 液状、泥状のもの …………… 赤色
  - ③ 血液等が付着した固体状のもの …… 橙色
- 5 感染性廃棄物の保管場所  
山形市大字青柳 1800 番地 山形県立中央病院 付属棟保管庫
- 6 実施方法
  - ① 受注者は、保管場所に集積された感染性廃棄物を回収すること。
  - ② 回収の際は、発注者、受注者、双方立会いのもとで数量を確認すること。
  - ③ 収集・運搬の際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 5 に規定する「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」を遵守し、感染性廃棄物が落下または飛散することのないように充分留意するとともに、保管場所周辺を清潔に保つこと。
- 7 収集・運搬日及び回数等
  - ① 収集・運搬は、原則として平日の午前中とし、週 3 回とすること。  
ただし、保管場所に廃棄物が滞ることのないように、収集・運搬予定日

以外であっても必要に応じて随時収集・運搬すること。

② 収集・運搬にあたっては、あらかじめ発注者に連絡すること。

## 8 産業廃棄物保管票

① 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を準備すること。

② 発注者は、感染性廃棄物の排出の都度、マニフェストに必要事項を記入し受注者へ交付する。

③ 受注者は、このマニフェストを感染性廃棄物とともに処分業者へ回付すること。

## 9 消耗品の負担

委託業務に必要な消耗品（感染性廃棄物の収納容器（ポリ容器 34.10は除く。）等）等は、すべて受注者の負担とすること。ポリ容器＜角型＞黄色バイオハザードマーク（200・500）については、中蓋のないタイプとし、ポリ容器＜角型＞赤色バイオハザードマーク（200・500）については、蓋にパッキンが付いている等、液漏れがしないタイプとし、段ボール箱の形状については、（タテ 35 c m×ヨコ 45 c m×タカサ 35 c m）（500）及び「タテ 40 c m×ヨコ 50 c m×タカサ 40 c m」（800）程度で取手のついたものとする。

なお、ポリ容器＜角型＞（200・500）及び段ボール箱（800）は病院所有の足踏み式開閉用スタンドを利用しているため、容器の規格が適合しない場合は、別途病院と協議の上、収集運搬業者の負担により足踏み式開閉用スタンド 104 個程度準備すること。

ポリ容器（34.10）は、発注者が準備する。

800段ボール容器には、蓋を別途購入して利用しているため、規定のサイズが用意できない場合は段ボール容器用の蓋を 45 個程度準備すること。

また、ポリ容器並びに段ボール箱には、バイオハザードマークを 2 面以上に貼り付けたものとし、段ボール箱にはポリエチレン製袋（厚 0.04 mm以上）がセットされたものであること。

## 10 消耗品等の補給

受注者は、消耗品等が不足する前に定期的に指定された場所に補給すること。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項については発注者及び受注者、両者協議のうえ定めるものとする。

## 感染性廃棄物処分業務委託仕様書

- 1 契約期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 2 感染性廃棄物の種類及び年間排出予定数量
  - ① ポリ容器 黄色バイオハザードマーク (20ℓ) : 約 2,350 個
  - ② ポリ容器 (34.1ℓ) : 約 200 個
  - ③ ポリ容器 黄色バイオハザードマーク (50ℓ) : 約 150 個
  - ④ ポリ容器 赤色バイオハザードマーク (20ℓ) : 約 20 個
  - ⑤ ポリ容器 赤色バイオハザードマーク (50ℓ) : 約 150 個
  - ⑥ 段ボール (50ℓ) : 約 10,900 個
  - ⑦ 段ボール (80ℓ) : 約 20,200 個
- 3 感染性廃棄物の収納容器等
  - ① ポリ容器<角型>黄色バイオハザードマーク (20ℓ・34.1ℓ・50ℓ)  
: 血液等が付着した鋭利なもの (注射針 (器)、点滴セットの針 (チューブ)、輸血セットの針 外)
  - ② ポリ容器<角型>赤色バイオハザードマーク (20ℓ・50ℓ)  
: 液状、泥状のもの (血液、血清、血しょう、体液等)
  - ③ 段ボール (50ℓ・80ℓ)  
: 血液が付着した固定状のもの (脱脂綿、包帯、ガーゼ、手術用手袋、プラスチック容器、人工透析器具 外)
- 4 バイオハザードマーク
  - ① 血液等が付着した鋭利なもの …………… 黄色
  - ② 液状、泥状のもの …………… 赤色
  - ③ 血液等が付着した固体状のもの …… 橙色
- 5 処分方法  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 5 に規定する「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に基づき、当該感染性廃棄物の感染性を失わせる方法により行うこと。
- 6 その他  
この仕様書に定めのない事項については発注者及び受注者、両者協議のうえ定めるものとする。